

和解書

■■■■ (以下「甲」という) と ■■■■ (以下「乙」という) 間の下記物件についての
敷金返還請求事件に関し、本日次のとおり和解契約を締結する。

記

愛媛県松山市 ■■■■ 3号室

1. 乙は甲に対し、敷金返還請求をしない。
2. 乙は、原状回復費、修繕費等、賃貸借契約期間中及び賃貸借契約の終了時から本件物件の引き渡しまでの間に生じた一切の債権について敷金の範囲において清算し、甲に対して原状回復費用、修繕費用等の請求をしない。
3. 甲乙間には、本和解条項に定めるほか、他に何らの債権債務も存在しないことを相互に確認する。

以上のとおり和解が成立したので、本和解契約の成立を証するために本書2通を作成し、署名捺印（記名押印）のうえ各自その1通を保管するものとする。

平成23年7月11日

甲 愛媛県松山市 ■■■■
■■■■
■■■■
京都府京田辺市山手南2丁目1-4
ハチセンビル3号館303号
甲代理人 司法書士 長谷川 〇〇
(認定番号 第213094号)

乙 愛媛県松山市 ■■■■
■■■■

